

## 議案第 87 号 三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

### 【趣 旨】

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の改正（令和 3 年 5 月 19 日公布。令和 5 年 5 月 11 日施行。）により、マイナンバーカードの電子証明書の副本をスマートフォンに搭載することが可能となったことから、スマートフォンを利用した申請を可能とするために、三田市印鑑条例の一部を改正するものです。

### 【内 容】

今回の法改正に伴い、コンビニエンスストア等のマルチコピー機でのスマートフォンを使用した申請を可能とするために所用の整備を行うものです。

### 【施行期日】

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

### 【そ の 他】

国においてサービス開始は「年内開始予定」とされていますが、稼働日が未定のため、稼働日が決まり次第速やかに施行規則を改正しサービスを提供します。